

{ 平 15.10.31
金融小 1 - 1 }

資 料

目

次

・ 平成15年度における税制改革についての答申（抄）－金融・証券税制－	1
・ 金融・証券税制の大幅な軽減・簡素化	2
・ 配当課税の見直し	3
・ 公募株式投資信託課税の見直し	4
・ 株式譲渡益課税の見直し	5
・ 特定口座制度の改善・簡素化	6
・ 金融・証券税制の見直し（全体像）	7
・ 平成15年度税制改正事項の活用等に関する調査（抄）	8
・ 平成15年度税制改正事項に関する主な意見等（抄）	9
・ 高配当利回り銘柄の株価推移	10
・ 個人投資家の株式の売買動向（売買代金ベース）	11
・ 証券会社16社における特定口座数の推移について（2003年1月～9月）	12
・ 少子・高齢社会における税制のあり方（抄）－金融・証券税制－	13
・ 日本の所得税計算の仕組み（イメージ）	14
・ 利子・配当・譲渡所得の課税関係	15
・ 利子所得・配当所得の課税の概要	16
・ 譲渡所得の課税の概要	17

・ 利子・配当課税の沿革（所得税）	18
・ 株式譲渡益課税等の沿革	19
・ 公募株式投資信託に対する課税の沿革	20
・ 二元的所得税の考え方	21
・ フィンランドの所得税計算の仕組み（イメージ）	22
・ 少子・高齢社会における税制のあり方（抄）－納税環境整備－	23
・ 納税者番号制度の仕組み	25
・ 納税者番号制度	26
・ 主要国における納税者番号制度の概要	27
・ 配当所得及び株式等譲渡所得に関する個人住民税の課税方式の抜本的見直し	28
・ 配当割及び株式等譲渡所得割の概要	29
・ 利子・配当・譲渡所得の課税の概要（住民税）	30

平成 15 年度における税制改革についての答申（抄）

—あるべき税制の構築に向けて—

〔平成 14 年 11 月〕
〔政府税制調査会〕

第二 平成 15 年度税制改正における個別税目の改革

四 資産課税等

4. 金融・証券税制

少子・高齢化と経済のストック化が進展する中、金融資産に対する課税は、今後、より重要性を高めることとなる。その際、広く公平に負担を分かち合い、簡素で分かりやすい税制を構築することを基本とすべきである。また、度重なる税制改正により課税関係が頻繁に変更されることは、決して望ましいことではない。今後の見直しに当たっては、制度の安定性にも配慮すべきである。

また、簡素で安定した金融税制を構築することにより、「貯蓄から投資へ」といった、わが国金融のあり方をめぐる現下の政策要請にも応えられると考える。

こうした観点から、金融・証券税制については、今後、利子・配当・株式譲渡益に対する課税について、金融商品間の中立性を確保するとともに、できる限り一体化する方向を目指すべきである。この場合、将来の改革の方向として、金融所得の一元化、二元的所得税についても、総合課税とあわせ検討すべきである。

平成 15 年度税制改正では、こうした方向性を視野に入れて、配当課税や株式投資信託に対する課税について、簡素化・合理化を図る。また、既存の株式譲渡益に係る優遇措置は複雑で分かりにくく、できる限り簡素化する方向で改善していく。同時に、特定口座制度についても、投資家利便の向上に資する観点での見直しを行う。

金融・証券税制の大幅な軽減・簡素化

<従来の制度>
(個人投資家の不満)

<ポイント>

<15年度税制改正での対応>

将来の「課税の一体化」に
向けた措置

+

当面の優遇措置

証券税制が複雑
で分かりにくい

預貯金並みの
手軽さで株式投
資ができる税制

税務署への手続きが
わずらわしい
(預貯金は必要ない)

○ 配当課税の軽減・簡素化

利子等

20%源泉分離課税

配当



譲渡益

20%申告分離課税

20%定率課税

税務署への
申告不要

○ 株式譲渡益課税(特定口座の改善・簡素化)

- ・「みなし源泉分離」から「実額源泉分離」へ
- ・税務署への申告不要

○ 公募株式投資信託の償還(解約)損の通算

- 配当
- 株式譲渡益
- 公募株式投資信託
の収益分配金

優遇税率
10%
(5年間)

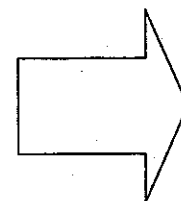
配当課税の見直し

【改正前】

区 分	概 要	
	所 得 税	住 民 税
利益の配当・剰余金の分配等	総合課税 (20%の源泉徴収)	総合課税
	源泉分離選択課税 (35%の源泉徴収)	
	確定申告不要 (20%の源泉徴収)	非 課 税

【改正後:平成15年4月～】

○ 大口(保有割合 5%以上)以外の上場株式の
配当等の場合



所 得 税 ・ 住 民 税
20%源泉徴収 (申 告 不 要)
※ 1. 所得税15%、住民税5% 2. 総合課税(配当控除適用)の選択可

(注) 総合課税においては配当控除の適用あり

配当控除率	所 得 税	住 民 税
・ 課税所得金額が1,000万円以下の部分	10%	2.8%
・ 課税所得金額が1,000万円超の部分	5%	1.4%

今後5年間 (H 15.4 ~ H 20.3)
源泉徴収税率 20% → 10%

公募株式投資信託課税の見直し

【改正前：～平成15年12月】

	収益分配金	譲渡損益
公社債	20%源泉分離課税 (利子並み課税)	- 譲渡益は非課税 - 譲渡損はないものとみなす
公社債投資信託		
株式投資信託 (公募) ETF等	原則総合課税	申告分離課税
上場株式等		

【改正後：平成16年1月～】

	収益分配金	譲渡損益
公社債	20%源泉分離課税	- 譲渡益は非課税 - 譲渡損はないものとみなす
公社債投資信託		
株式投資信託 (公募) ETF等	20%源泉徴収 (申告不要) (注)	申告分離課税
上場株式等		

(注) 総合課税(配当控除適用)の選択可

【～H 15. 12】

① 収益分配金に対し、20%の源泉分離課税
(いわゆる「利子並み」課税)

② 償還(解約)損 の通算不可

【H 16. 1～】

① 収益分配金に対し、20%の源泉徴収(申告不要)

H 16. 1～H 20. 3
源泉徴収税率 20% → 10%

② 償還(解約)損 と 株式譲渡益 との通算可

株式譲渡益課税の見直し

【改正前】

- ・ 上場株式等の税率 20%
- ・ 損失の繰越控除(翌年以後3年間)

H 17年末までに譲渡

- ・ 1年超保有上場株式等 税率10%
- ・ " 100万円特別控除

H 14年末までに購入

- ・ 1,000万円非課税措置

【改正後】

- ・ 上場株式等の税率 20%
- ・ 損失の繰越控除(翌年以後3年間)

H 15. 1 ~ H 19. 12

- ・ 上場株式等の税率

20% ⇒ 10%

(注 1) 「1年超保有上場株式等に対する特例」は廃止
(注 2) 「1,000万円非課税措置」は存続

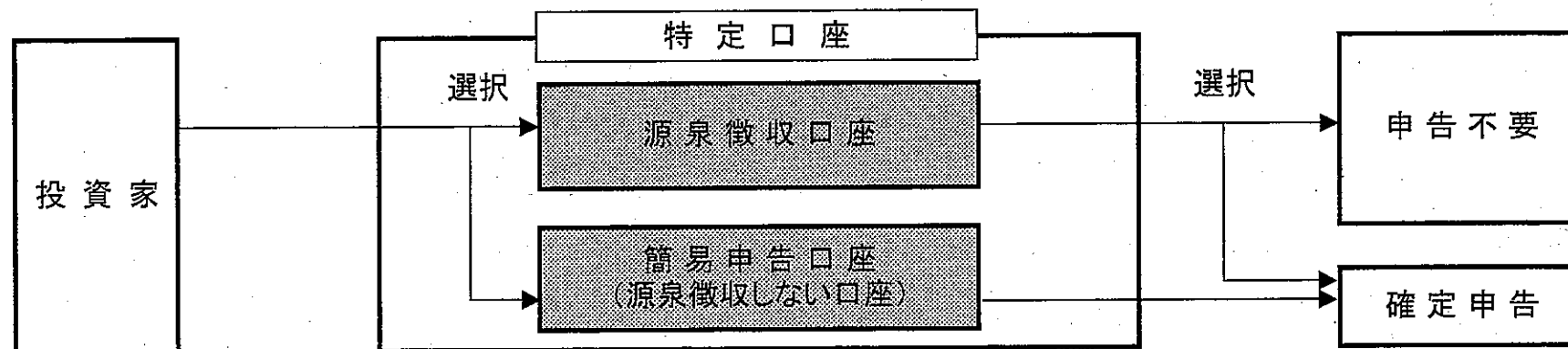
特定口座制度の創設

特定口座制度の改善・簡素化
(源泉徴収口座)

「実額」源泉分離課税の実現

- ・ 源泉徴収方式の改善
- ・ 「タンス株」の受入れ
- ・ 「年間取引報告書」の省略

特定口座制度の改善・簡素化



○ 源泉徴収口座を利用すれば、税務署等への申告なしで納税が完了(申告不要の実現)

- ・ 源泉徴収方式の改善(年間分一括納付方式への変更)
- ・ 地方税でも源泉徴収(特別徴収)の仕組みを採用(平成16年1月～)

○ 「タンス株」(自己保管上場株式等)の受入れ(平成15年4月1日から平成16年12月31日まで)

- ・ 取得価額は、**実際の取得価額** と **平成13年10月1日の終値の80%** の選択
⇒ 平成15年4月1日から平成16年12月31日までの間、事実上、特定口座にタンス株を含めた全ての上場株式等を、
実際の取得価額又はみなし取得価額(平成13年10月1日の終値の80%)で入れられるようになる。

○ 「年間取引報告書」の省略

- ・ 源泉徴収口座に係る「年間取引報告書」について、税務署・市区町村への送付を取り止め

金融・証券税制の見直し(全体像)

上場株式等の譲渡益	15.1 源泉分離課税 or 申告分離課税(26%)	16.1 10% ┌ 所得税: 7%の源泉徴収 (申告不要) (注) └ 住民税: 3%の賦課決定	10%の源泉徴収(申告不要) (所得税: 7%、住民税: 3%)	20.1 20%の源泉徴収(申告不要) (所得税: 15%、住民税: 5%)
	※ 15年1月以降は特定口座(源泉徴収口座)を利用		(注) 15年1~3月は15%で源泉徴収した上で年末調整を行う	
上場株式等の配当 (大口以外)	15.4 原則総合課税	16.1 10%の源泉徴収(申告不要) (所得税: 10%、住民税: 非課税)	10%の源泉徴収(申告不要) (所得税: 7%、住民税: 3%)	20.4 20%の源泉徴収(申告不要) (所得税: 15%、住民税: 5%)
	(注) 総合課税(配当控除適用)の選択可			
公募 株式投資信託	16.1 20%の源泉分離課税 (所得税: 15%、住民税: 5%)	20.4 10%の源泉徴収(申告不要) (所得税: 7%、住民税: 3%)	20%の源泉徴収(申告不要) (所得税: 15%、住民税: 5%)	
	<償還(解約)損の通算不可>	償還(解約)損と株式譲渡益との通算可		

(注) 16年1月以降は総合課税(配当控除適用)の選択可

平成15年度税制改正事項の活用等に関する調査(抄)

A: 評価しており、活用している／効果がある
B: 評価しており、今後活用する予定／効果が期待
C: あまり評価していない

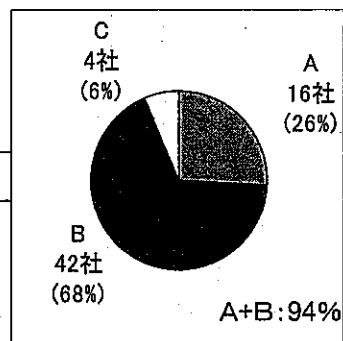
改正事項

評価

主な意見・動き

(詳細は別紙参照)

金融・証券税制 の 軽減・簡素化



主な意見

- 配当を受け取った個人投資家が減税の効果を認識し、投資マインドを好転させた。
- 「貯蓄から投資へ」の動きを税制として後押しする姿勢を明確化した点を高く評価。
- ◇制度の変更が頻繁であることが投資家心理にマイナスの影響を与えている。

主な動き

- 特定口座は順調に増加。
:15年1月末 101万口座 → 9月末 181万口座(日本証券業協会調査:証券会社16社)
- 本年3月以降、個人投資家の株式売買額や全体の株式売買額に占める割合が増加。
:15年3月 2.9兆円(12%) → 9月 10.0兆円(21%)
- 配当減税を受け、高配当利回り銘柄の株価は平均株価を上回る水準で推移。(大和総研)

平成15年度税制改正事項に関する主な意見等（抄）

4. 金融・証券税制

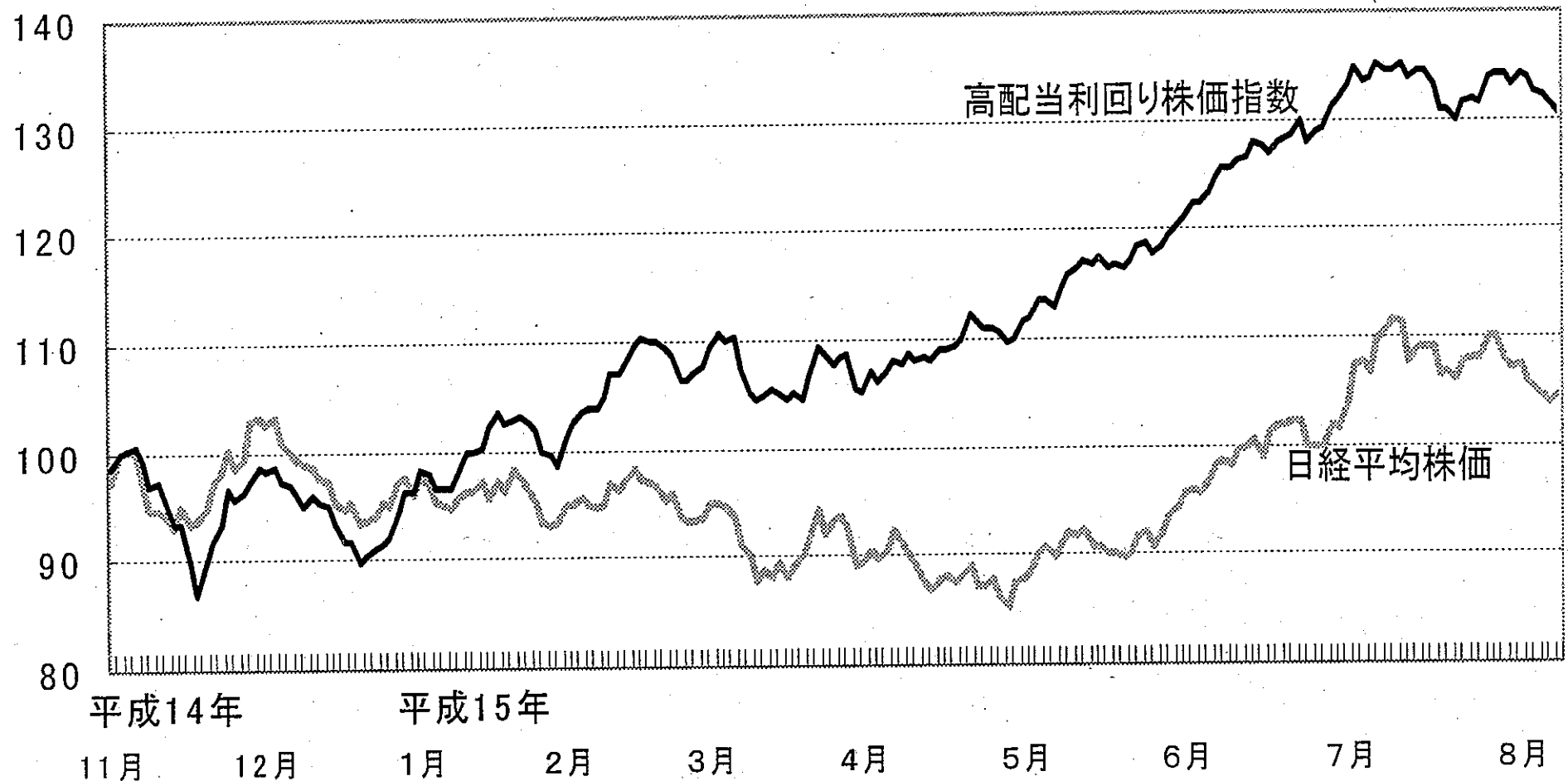
- 「貯蓄から投資へ」の動きを税制として後押しする姿勢を明確化した点が高く評価される。
- 株式相場の上昇と相まって株式取引の活性化に寄与している。
- 特定口座、申告不要といった新税制の便利さ等が株式市場にも好影響を与えている。
- 個人投資家の税制に対する関心は高く、説明会や相談会は盛況である。
- 配当を受け取った個人投資家が減税の効果を認識し、投資マインドを好転させた。

- ◇ 制度の変更が頻繁であることが投資家心理にマイナスの影響を与えている。
- ◇ 税制改正が投資家のマインド好転を通じて相場の改善に一定の寄与をした可能性はあるが、効果が目に見える形で出ているかどうか疑問。
- ◇ 既存の顧客で最近株式を売買していなかった人たちが株式市場に戻っている面はあるが、新規顧客数が目に見える形で増加しているわけではない。
- ◇ 税制改正の内容について、一般の人はまだ知らない人が多いが、既存の投資家や株式投資に関心がある人にはよく浸透している。

関連指標等

- ・ 特定口座は順調に増加。
⇒15年1月末：101万口座→9月末：181万口座（7割強が源泉徴収を選択）
（日本証券業協会調査：証券会社16社）
- ・ 本年3月以降、個人投資家の株式売買額や全体の株式売買額に占める割合が増加。特に3月決算企業の配当支払後の7月は個人の株式取引が増加。
⇒15年3月：2.9兆円（12%）→9月：10.0兆円（21%）
- ・ 配当減税により株価（時価総額）が上昇するとの推計がある。
⇒株価上昇率：+4.3%（大和総研）、+2.4%（日本総研）
- ・ 配当減税を受け、高配当利回り銘柄の株価は平均株価を上回る水準で推移。（大和総研）

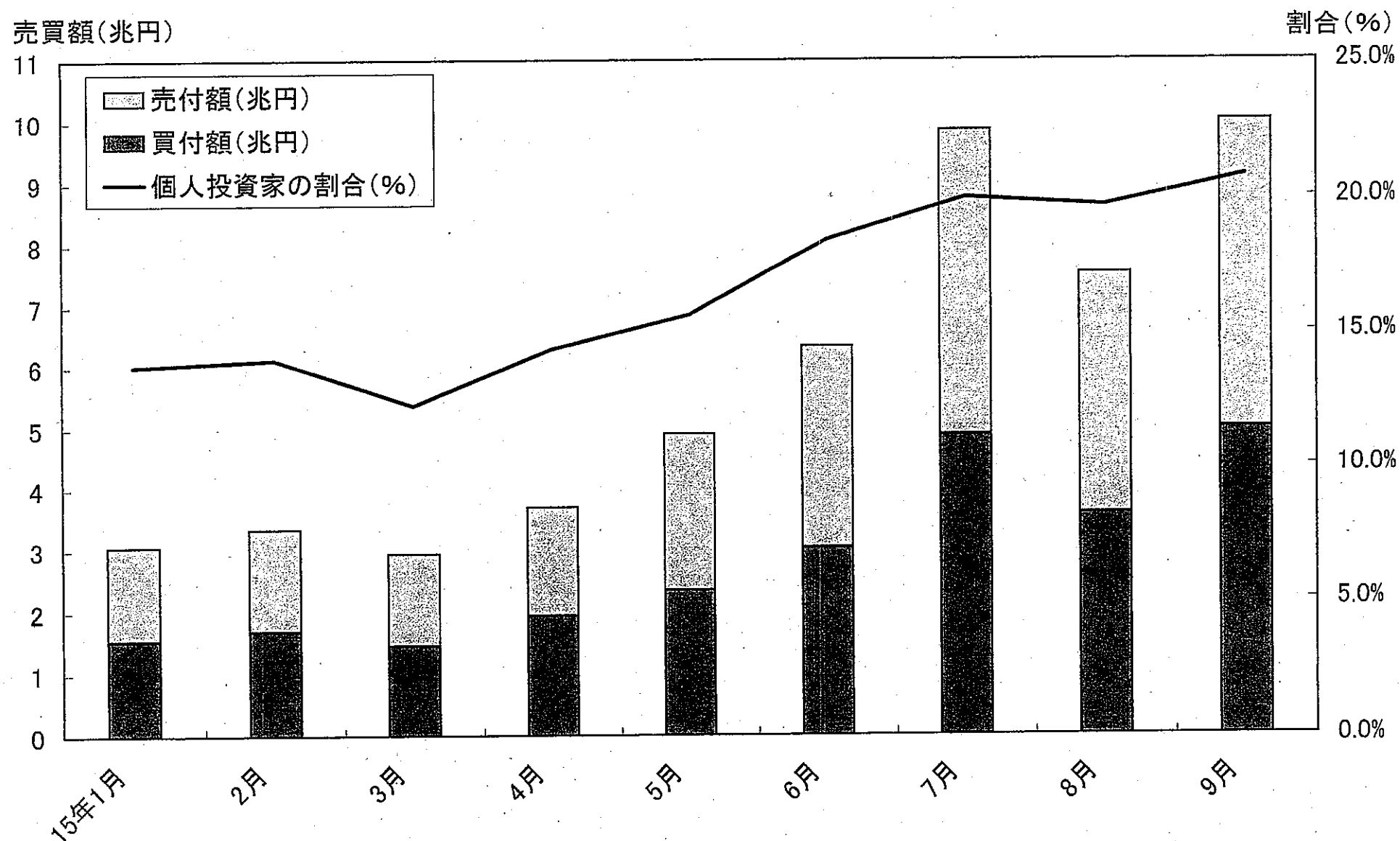
高配当利回り銘柄の株価推移



(注1) 平成14年11月5日の株価水準を100とする。

(注2) 高配当利回り株価指数は、同一額を高配当銘柄(利回りの高い上位20%の銘柄)に投資したものと
して算出した株価指数。

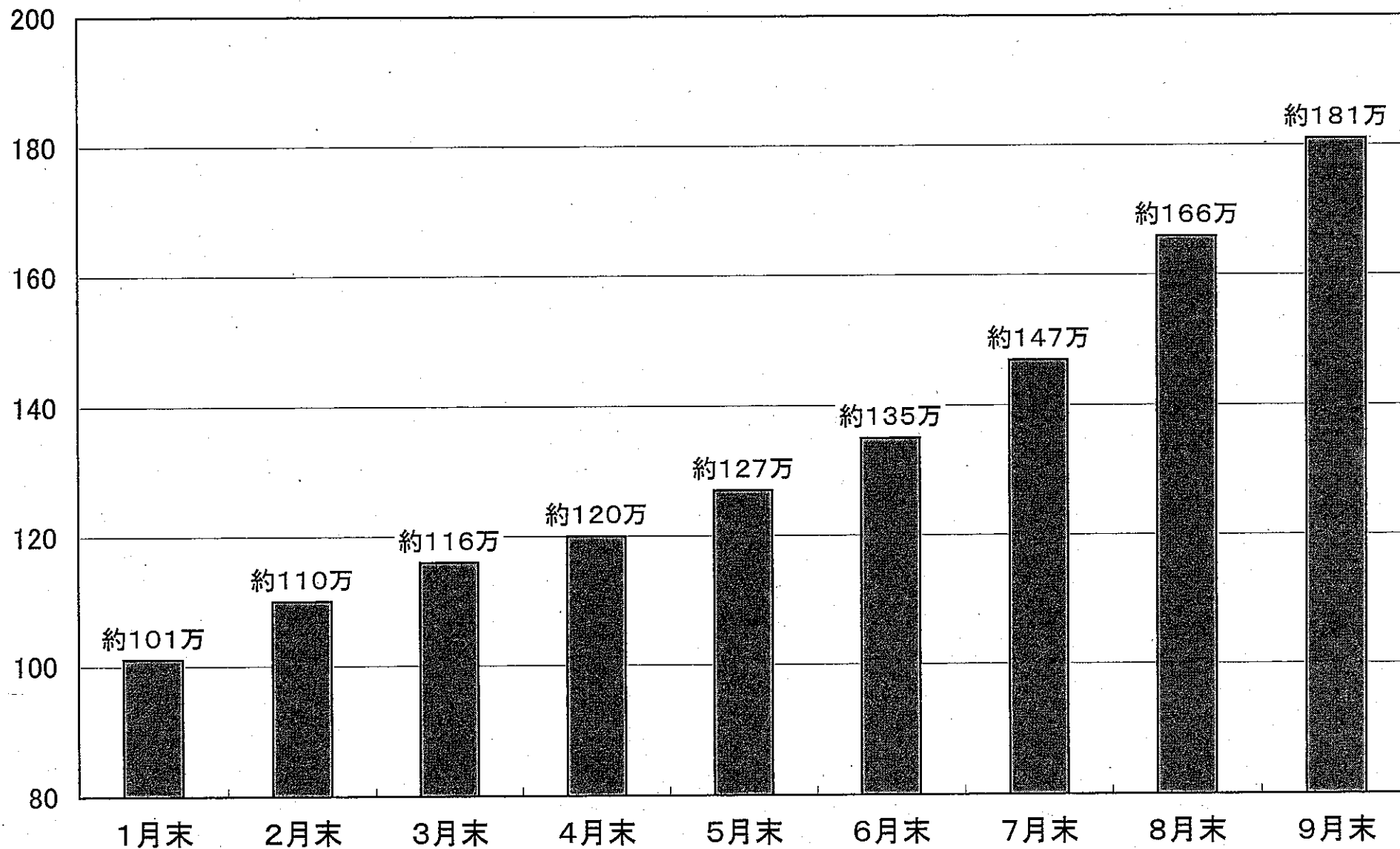
個人投資家の株式の売買動向(売買代金ベース)



(注) 東京証券取引所「投資部門別売買状況」より、3市場1・2部分

証券会社16社における特定口座数の推移について(2003年1月～9月)

(万口座)



(注) 日本証券業協会調査・証券会社16社

少子・高齢社会における税制のあり方（抄）

平成 15 年 6 月
政府税制調査会

第三 その他の課題

一 金融・証券税制

金融資産性所得に対する課税に関しては、「貯蓄から投資へ」という政策要請を受け、貯蓄優遇税制や株式等譲渡益課税の見直しが相次いで進められてきた。平成 15 年度税制改正では、上場株式等の配当及び譲渡益、公募株式投資信託の収益分配金に対して、利子と同じ 20%の税率で課税を行うことを基本としつつ、従来の優遇措置を整理の上、今後 5 年間については上記税率を 10%に軽減する措置が講じられた。また、申告不要制度の導入など投資家利便にも配慮された。こうした改正を踏まえ、今後は中長期的に安定した税制の構築を目指し、幅広い観点から検討を続けていく必要がある。また、生損保控除や財形貯蓄といった残された貯蓄優遇税制についても、他の様々な貯蓄手段との税負担の公平性確保の要請等を踏まえ、見直しを行うべきである。

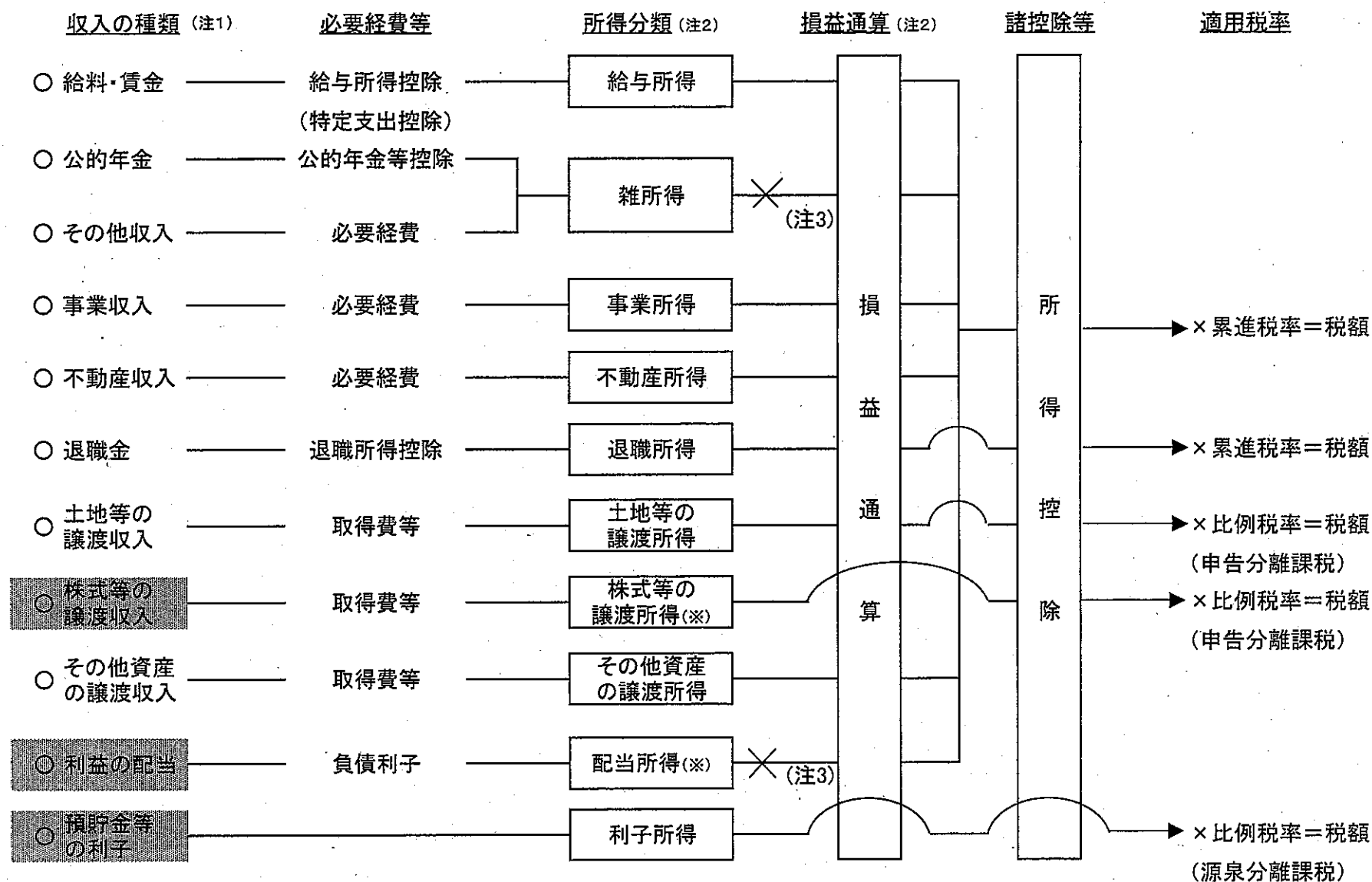
近年における情報化・グローバル化の進展、金融技術の高度化の中で、多様な金融商品が出現している。また、取引形態の操作等によって所得分類を変更したり、収益の発生時点を操作することなどを通じて、租税負担を回避することが容易となってきた。資本市場からの資金調達が増す中で、各種事業体やファンドの設立など投資形態も多様化しており、国際的な租税競争の下、各国税制や国際的な資本取引の動向も勘案する必要が生じている。

わが国の金融資産性所得に対する課税は、収益の性質・発生態様や所得捕捉体制の問題等から、総合課税を基本としつつも分離課税を多く導入しており、課税方式も個々の収益ごとに異なるものとなっている。こうした中、今後の課税のあり方については、簡素かつ公平で安定的な制度の構築を念頭に、金融商品間の中立性を確保し、金融資産性所得をできる限り一体化する方向を目指すべきである。

このような方向に関しては、金融資産性所得の範囲や税率、損益通算など多岐にわたる課題について、様々な観点からの理論的・実務的な検討が必要である。その際、貯蓄・投資や企業活動への中立性の確保、課税ベースの拡大、所得再分配への影響、納税者利便と国内外にわたる適正執行の実現などに関する配慮を欠かせない。このためには、納税者番号制度など納税環境の整備を進めていくことも重要となろう。また、諸外国の状況を見ると、二元的所得税など新たな租税論の展開が見られる一方で、勤労所得との間の課税バランスや租税回避行動の抑制等の観点から、実際的な対応が行われている。今後、金融資産性所得に対する課税の一体化の検討に当たっては、わが国においても、これらについて十分な検討が必要となろう。

日本の所得税計算の仕組み(イメージ)

未定稿



(注1) 主な収入を掲げており、この他に「山林所得」、「一時所得」、「先物取引に係る雑所得等」などがある。また、各種所得の課税方法についても、上記の課税方法のほか、源泉分離課税や申告分離課税等が適用される場合がある。

(注2) 各種所得の金額及び課税所得の金額の計算上、一定の特別控除額等が適用される場合がある。

(注3) これらの所得に係る損失額は他の所得金額と通算することができない。

(※) 「株式等の譲渡所得」及び「配当所得」については、一定の要件の下、源泉徴収のみで納税を完了することができる(確定申告不要)。

利 子 ・ 配 当 ・ 譲 渡 所 得 の 課 税 関 係

			所得税法	租税特別措置法
利子所得	預貯金及び公社債の利子等		総合課税	源泉分離課税
配当所得	公募株式投資信託の収益の分配等		総合課税 (配当控除適用有)	(対象上限なし)
	利益の配当	上場株式等の配当 (大口以外)等(注)		確定申告不要 (源泉徴収のみ) (対象上限なし)
		上記以外		(一定額以下のものに限り)
譲渡所得	株式等	上場株式等	総合課税	申告分離課税 ・ 確定申告不要(源泉徴収口座に限る) (源泉徴収のみ)
		上記以外		申告分離課税
	土地等			申告分離課税
	その他の資産			――

(注)「上場株式等の配当(大口以外)」とは、その株式の保有割合が発行済株式総数の5%未満である者が支払を受ける配当をいう。

利 子 所 得 ・ 配 当 所 得 の 課 税 の 概 要

利 子 所 得		概 要	
預金及び公社債の利子、合同運用信託及び公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配等		源 泉 分 離 課 税 (所 得 税 1 5 %) [住 民 税 5 %]	

配 当 所 得		概 要	
		所 得 税	住 民 税
公募株式投資信託の収益の分配等 (注1)		総 合 課 税 又は 申 告 不 要 (1 5 % の 源 泉 徴 収) [5 % の 特 別 徴 収]	
利益の配当・剰余金の分配	上 場 株 式 等 の 配 当 (大口以外) 等 (注2)	※15年4月～20年3月までの間に支払を受ける場合には、所得税及び住民税あわせて10%の源泉徴収 (注3)	
	上 記 以 外	総 合 課 税 (2 0 % の 源 泉 徴 収)	総 合 課 税
	1回の支払配当の金額が5万円(年1回10万円)未満のもの	確 定 申 告 不 要 (2 0 % の 源 泉 徴 収)	

- (注) 1. 公募株式投資信託の収益の分配等については、平成15年12月までは利子と同様の課税が行われ、16年1月から上記の課税が行われる。
2. 「上場株式等の配当（大口以外）」とは、その株式等の保有割合が発行済株式総数の5%未満である者が支払を受ける配当をいう。
3. 配当・収益の分配等に係る源泉徴収税率(10%)は、平成15年4月～12月は所得税10%・住民税非課税、16年1月～20年3月は所得税7%・住民税3%が適用される。

譲渡所得の課税の概要

			譲渡益	譲渡損	
				損益通算	損失の繰越控除
譲渡所得	株式等	上場株式等	申告分離課税 譲渡所得×20%(所15%、住5%) ↓ 〈平成15年～19年〉 10%(所7%、住3%)	同一年分の他の所得との通算不可 〔同一年分の株式等に係る譲渡所得等との通算可〕	翌年以後3年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除可
		上記以外	申告分離課税 〔譲渡所得×26%(所20%、住6%)〕		損失の繰越控除不可
	土地等・建物等 (所有期間5年超) (注1)		申告分離課税 〔譲渡所得×26%(所20%、住6%) ※ 特別控除の適用あり〕	同一年分の他の所得との通算可	損失の繰越控除不可 〔但し、一定の居住用財産の譲渡損失等は3年間の繰越控除可〕
	その他の資産 (注2)		総合課税 〔短期〕 譲渡所得 〔長期〕 (譲渡所得×1/2) × 累進税率 ※特別控除の適用あり	同一年分の他の所得との通算可	損失の繰越控除不可 〔但し、青色申告者の場合は、一定の要件の下、3年間の繰越控除可〕

(注1) 土地等・建物等(所有期間5年以内)の譲渡益に対する課税は、①譲渡所得×52%(所40%、住12%)と②総合課税による上積税額×110%とのいずれか多い方の税額による申告分離課税であり、譲渡損については、所有期間5年超のものと同様である。

(注2) その他資産の「長期」とはその資産の取得の日以後5年を超えて行われる譲渡を指し、「短期」とはその資産の取得の日以後5年以内に行われる譲渡を指す。

利子・配当課税の沿革（所得税）

年次	利子所得	配当所得	備考
昭和 22	・ 総合課税（源泉徴収あり） — 源泉分離選択可	・ 総合課税（源泉徴収あり）	26 証券投資信託制度の創設 （収益分配→配当所得）
23		・ 配当控除創設	
25	— 源泉分離選択廃止	— 源泉徴収廃止	
26	— 源泉分離選択可		
27		— 源泉徴収復活	
28	・ 源泉分離課税		
30	・ 非課税		
32	・ 長期→非課税 短期→源泉分離課税		
34	・ 源泉分離課税		
36			
39			36 公社債投資信託の創設 （収益分配→利子所得）
40		— 1銘柄年50万円未満等→源泉分離選択可 1銘柄年 5万円以下等→申告不要	39 公社債投資信託以外の公募 証券投資信託の課税方式変更 （配当課税→利子並み課税）
46	・ 総合課税 — 源泉分離選択可		
49		— 1銘柄年50万円未満等→源泉分離選択可 1銘柄年10万円以下等→申告不要	
63 平成 15	・ 源泉分離課税	— 源泉分離選択課税廃止 — 申告不要の適用上限額の撤廃（大口以外の 上場株式等）	63 金融類似商品の課税見直し （差益等→利子並み課税） 16 公社債投資信託以外の公募 証券投資信託の課税方式変更 （利子並み課税→配当課税）

（注）個人住民税における取扱い

利子所得：昭和63年4月以降は一律分離課税（それ以前は、所得税において総合課税を選択したものについて総合課税）。

配当所得：原則総合課税。平成16年1月以降は特別徴収（申告不要）を導入（配当割の創設）。

株 式 譲 渡 益 課 税 等 の 沿 革

	株 式 譲 渡 益 課 税	有価証券取引税
昭和28年度	・ 総合課税 → 原則非課税化 〔回数多、売買株式数大、事業譲渡類似〕 の場合は総合課税	・ 導入
平成元年度	(消費税導入) ・ 原則非課税 → 課税化 次のいずれかの方式を選択 〔申告分離課税 源泉分離課税 (みなし利益方式)〕	・ 税率引下げ
平成10年度	・ 10年度税制改正要綱 「三 1 (3)株式等譲渡益課税 (注) 有価証券取引税及び取引所税については、平成11年末までに金融システム改革の進展状況、市場の動向等を勘案して見直し、株式等譲渡益課税の適正化と併せて廃止する。」	・ 税率引下げ
平成11年度	・ 申告分離課税への一本化 (源泉分離課税の廃止) ↓ 一本化の2年間延期 (13年4月⇒15年4月)	・ 廃止 (税収2000億円) ピーク時2兆円弱
平成13年度	・ 1年超保有上場株式等に係る100万円特別控除制度の創設 〔※〕	
平成13年6月	・ 申告分離課税への一本化前倒し (15年4月⇒15年1月)	
平成13年11月	・ 申告分離課税の税率引下げ 〔上場株式等 26%⇒20% (15年～) 1年超保有上場株式等 20%⇒10% (15年～17年) 〕 〔※〕 ・ 上場株式等の譲渡損失の繰越控除制度の創設 (15年～) ・ 緊急投資優遇措置の創設 (購入額1,000万円までの譲渡益非課税措置)	
平成14年度	・ 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算及び申告不要の特例制度の創設	
平成14年11月	・ 特定口座制度の見直し等	
平成15年度	・ 上場株式等に係る優遇措置の見直し 〔上場株式等に係る税率の引下げ 20%⇒10% (15年～19年) 1年超保有上場株式等の暫定税率 (10%) の廃止 1年超保有上場株式等に係る100万円特別控除制度の廃止 ・ 源泉徴収口座 (源泉徴収を選択した特定口座) における源泉徴収方式の改善 (16年～)〕	

〔※〕 平成15年度税制改正において制度が廃止された。

公募株式投資信託に対する課税の沿革

	収益分配時	償還・解約時		譲渡時
	期中収益分配 (注1)	収益分配部分 (注2)	元本との差損部分 (注2)	譲渡による収益
昭和28年8月～	配当課税	株式譲渡益→譲渡所得・非課税 株式配当金→配当所得・総合課税 利 子→利子所得・源泉分離課税 (注3)	・ 損失はないものと みなす	・ 譲渡益は非課税 ・ 譲渡損はないものと みなす (注5)
昭和33年4月～		配当課税		
昭和39年4月～	利子並み課税	利子並み課税		
平成16年1月～	配当課税	配当課税	・ 譲渡損失 (注4)	・ 申告分離課税

(注1) オープン型の証券投資信託の収益の分配のうち元本の払戻相当額分については、昭和32年より非課税とされている。

(注2) 平成12年4月に収益分配ルールとして個別元本方式を採用してからは、一般的に元本と取得価額は一致しており、その差額部分は生じない。

(注3) 昭和28年～33年においては、償還・解約時の収益の分配に対する課税は、その収益の源泉の所得の区分に応じてなされていた。

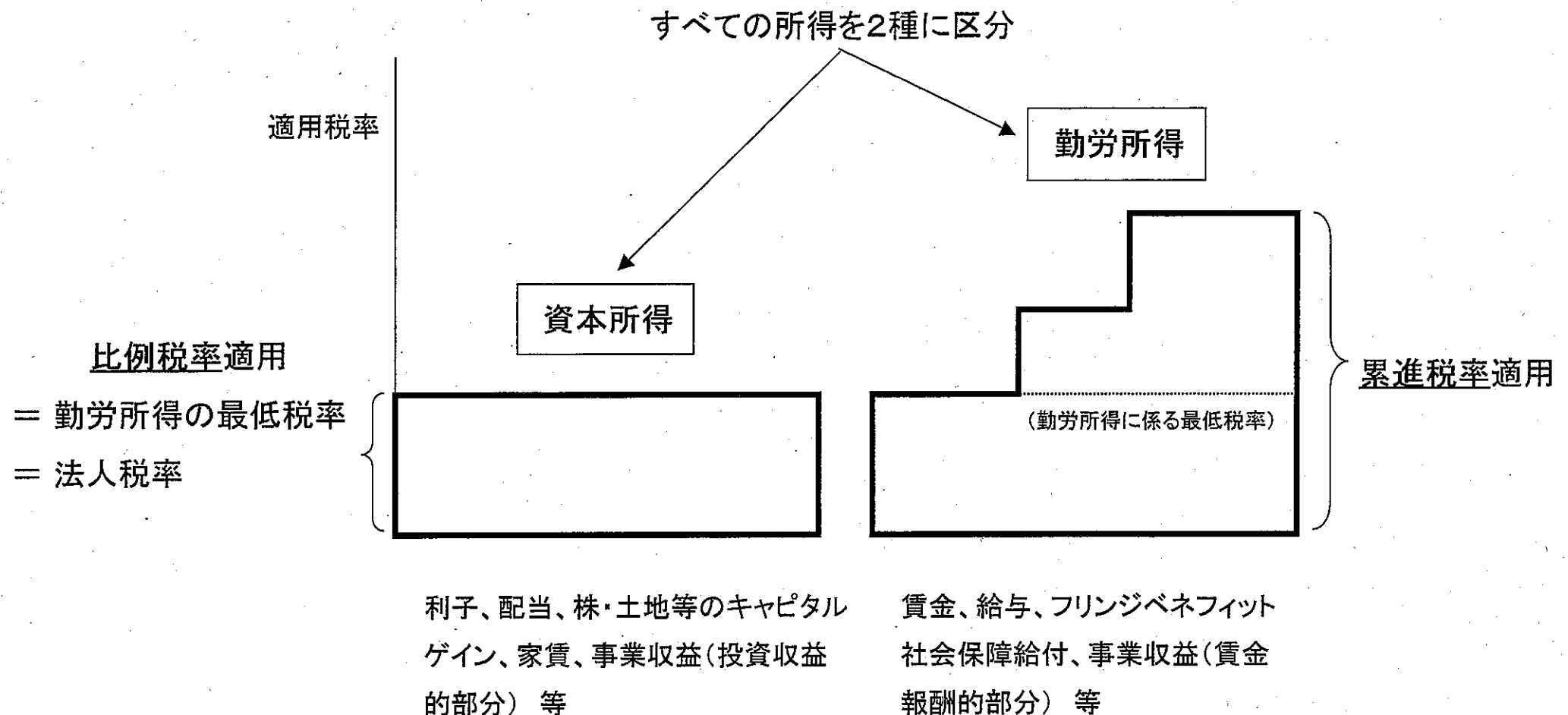
(注4) 平成16年1月より、その差損(償還(解約)損)と株式譲渡益との通算が可能となった。

(注5) 昭和28年～63年は、株式、公社債等の有価証券の譲渡益は原則非課税。

二元的所得税の考え方

— S. Crossen, "Dual Income Tax" (1997) に基づく概念図 —

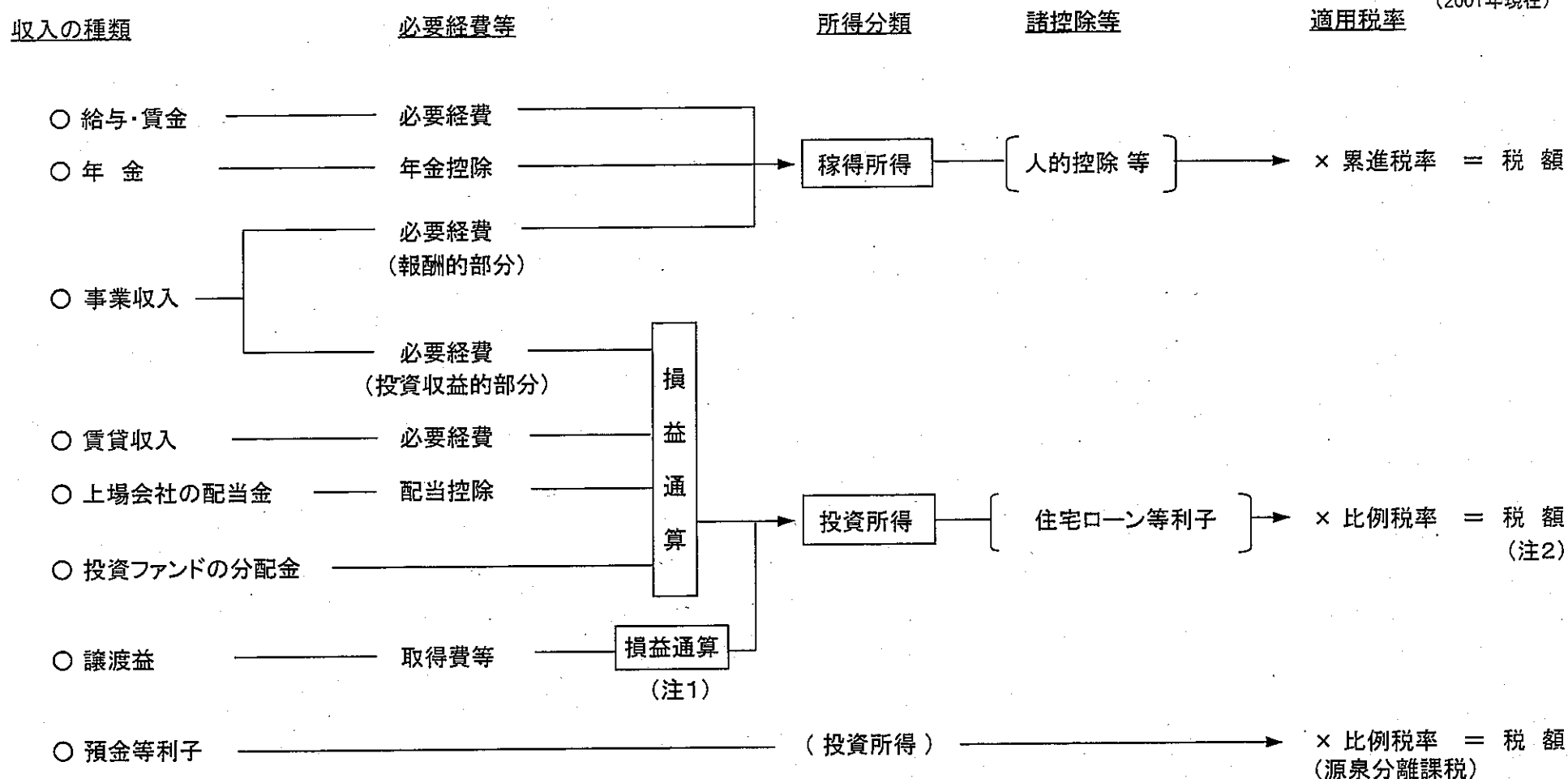
- ・「資本所得」と「勤労所得」を「分離」して課税
- ・「勤労所得」は「累進税率」で課税
- ・「資本所得」は「合算して比例税率」で課税
- ・資本所得の税率は「勤労所得の最低税率と法人税率と等しく」設定



フィンランドの所得税計算の仕組み（イメージ）

未定稿

（2001年現在）



(注1) 譲渡損は、他の投資所得と損益通算できない。

(注2) 投資所得が負となった場合、これに投資所得に係る税率(29%)を乗じた額(1,400ユーロ(約18万円)を限度とする)を稼得所得に係る税額から税額控除可。

(注3) 預金、不動産等の資産に対しては、富裕税(税率: 純資産額×0.9%)が別途課されている。

(備考) 邦貨換算レートは、1ユーロ=129円(裁定外国為替相場: 平成14年12月から平成15年5月までの間における実勢相場の平均値)。

少子・高齢社会における税制のあり方（抄）

平成 15 年 6 月
政府税制調査会

第三 その他の課題

二 納税環境整備

納税環境整備は、課税の公平・中立・簡素の実現のために極めて重要である。また、従来から指摘されている各種所得の捕捉率をめぐる不公平感の問題への対処ともなる。今後、引き続き制度・執行の両面における取組みを着実に推進し、次のような課題について更に検討を深め、税制及び税務行政に対する納税者の信頼を確保していかねばならない。

1. 納税者番号制度

(1) 納税者番号制度の検討の必要性

納税者番号制度は、適正・公平な課税の実現に資することに加え、税務行政の効率化・高度化にも寄与することから、かねてより当調査会においても検討を重ねてきた。具体的には諸外国の経験も踏まえ、総合課税化や適正な資産課税のために、納税者番号制度の必要性を指摘してきた。近年においては、金融資産性所得を一体的に課税する新たな金融・証券税制を構築するためには、納税者番号制度が不可欠となっている。また、税務行政の効率化・高度化や納税協力（税制への信頼と納税過程における法令遵守）の向上といった観点、さらには経済取引の電子化・グローバル化を背景とした国際的な資金シフトに対応するためにも、改めて検討を行うべき時期にきている。

(2) 今後の検討の進め方

納税者番号制度については、近年、特に金融資産性所得に対する課税一体化の検討を含めた金融・証券税制の構築のため、その導入に向けた具体的な諸方策を検討する必要性が高まっている。他方、諸外国においても、制度導入当初においては番号の利用が義務づけられる取引等の種類が限定されているのが通例である。わが国において納税者番号制度を導入する場合には、こうした諸外国の例が参考となる。

今後は、全国一連の番号の利用や個人情報保護のあり方の状況を踏まえ、導入に向けた具体的な諸方策について更に検討を進めるべきである。この際、民間及び行政のコスト負担が小さく、プライバシー保護を含めたシステムにおけるセキュリティが十分に確保されるよう適正な制度設計を行い、納税者番号制度に対する国民の理解を深めていくことが必要不可欠である。また、例えば簡素な申告手続を可能とすることを含め、番号を利用する納税者の利便性が高まるよう、制度のあり方や利用方法、あるいはその利用者や対象となる取引の範囲について検討することが必要である。

2. 公示制度・資料情報制度

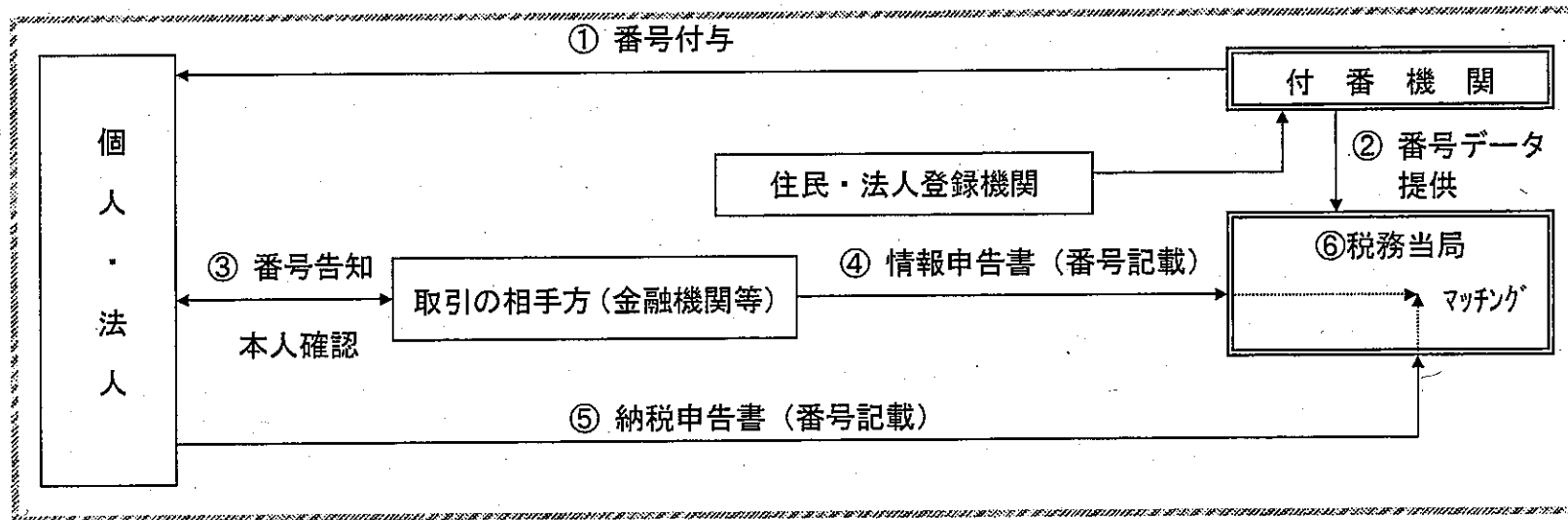
公示制度については、個人のプライバシーへの配慮の観点から問題点が指摘され、制度の廃止を含めた検討が必要である。

また、グローバル化、情報化などの経済社会の構造変化に対応した資料情報制度の拡充その他の制度整備も重要となる。こうした観点から、平成 15 年度税制改正においては、わが国の租税条約相手国の要請に基づき執行当局が情報を収集するための質問検査権を創設する措置が講じられた。

今後とも、申告納税制度に対する納税者の信頼確保の観点及びグローバル化や情報化・電子化などの経済社会の構造変化に対応した適正・公平な課税の確保の観点から、これらの問題について具体的な検討を深めていく必要がある。

さらに、平成 15 年度より、納税者利便の向上等を図る観点から、電子申告や電子納税の導入が予定されており、引き続き電子化の活用を図っていくことが適当である。

納税者番号制度の仕組み



- ① 個人及び法人は、付番機関から番号を付与される。
- ② 付番機関は、税務当局に番号、氏名等の情報を提供する。
- ③ 個人及び法人は、各種の取引（例えば、『金融機関等への口座の開設』、『債券の購入等』）を行う際、付与された番号を取引の相手方に告知する。
- ④ 金融機関等（取引の相手方）は、情報申告書（例えば『利子等の支払調書』、『株式等の譲渡の対価の支払調書』等）に、納税者の氏名等と合わせ番号を記載し、税務当局に提出する。
- ⑤ 納税者は、納税申告書等の提出書類に自己の番号を記載し、税務当局に提出する。
- ⑥ 税務当局は、
 - イ) 情報申告書を納税者ごとに名寄せ
 - ロ) 情報申告書と納税申告書の記載内容を突合（マッチング）
 - ハ) マッチングにより、納税申告書の内容が適正であるか否か確認（適正でない場合には調査等が行われる。）

納 税 者 番 号 制 度

1. 納税者番号制度とは、

納税者に広く番号を付与し、

(イ) 各種の取引に際して、納税者が取引の相手方(金融機関等)に番号を告知すること

(ロ) 納税申告書及び取引の相手方(金融機関等)が税務当局に提出すべき法定資料に番号を記載すること

を義務づけることによって、納税者に関する課税資料を、その番号をキーとしてマッチング(突き合わせ)して整理し、管理する方式である。

2. 諸外国においては、米国(年金番号方式)、北欧諸国(住民台帳方式)等において納税者番号制度が採用されている。

3. 番号制度の状況

○ 社会保険庁：平成9年1月から、基礎年金番号が実施されている。

○ 総 務 省：平成11年8月、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が成立し、平成14年8月に住民基本台帳ネットワークの第1次稼動が、平成15年8月に第2次稼動が開始された。

また、平成14年12月に、住基ネットワークの用途拡大を含む「行政手続における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立した(平成15年2月施行)。

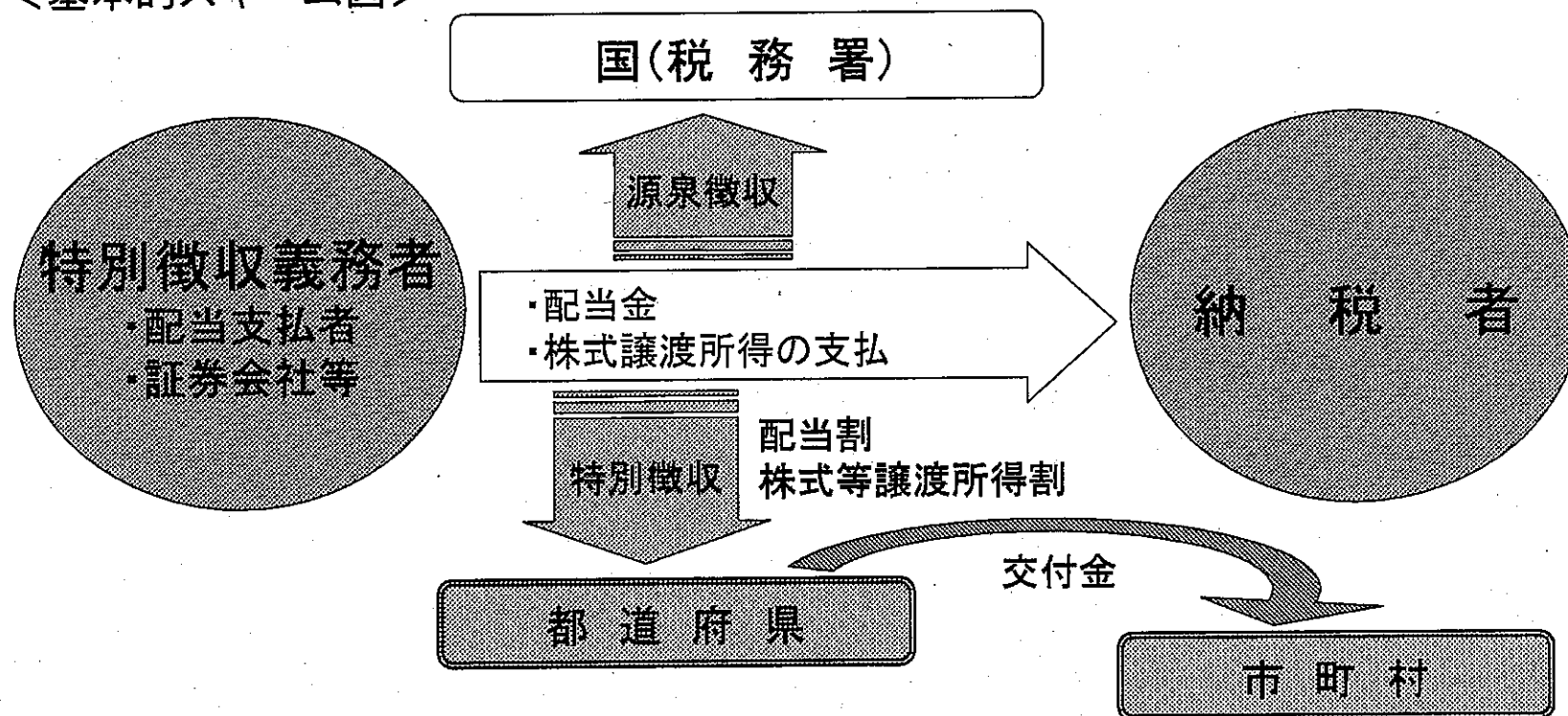
主要国における納税者番号制度の概要（未定稿）

	番号の種類	適用業務	付番者（数）	人 口 (2001 年現在)	付番維持管理機関	付番の根拠法	実施年
ア メ リ カ	社会保障番号 (9 桁)	税務、社会保険、年金、兵役等	約3 億 8,100 万人 (累積数) (1997 年現在)	2 億 8,480 万人	社会保障庁	社会保障法	1962 年
カ ナ ダ	社会保険番号 (9 桁)	税務、失業保険、年金等	約 3,153 万人 (累積数) (1997 年現在)	3,111 万人	人的資源開発省	失業保険法	1967 年
デンマーク	統一コード (10 桁)	税務、年金、住民管理、諸統計、教育等	全住民	533 万人	内務省 中央個人登録局	個人登録に関する法律	1968 年
スウェーデン	統一コード (10 桁)	税務、社会保険、住民管理、諸統計、教育等	全住民	883 万人	国税庁	人口登録制度に関する勅令・政令	1968 年
ノルウェー	統一コード (11 桁)	税務、社会保険、諸統計、教育、選挙等	全住民	451 万人	登録庁	人口登録制度に関する法律	1970 年
韓 国	住民登録番号 (13 桁)	税務、社会保障、旅券の発給等	全住民	4,734 万人	内務部	住民登録法	1993 年
シンガポール	統一コード (1 文字 8 数字)	税務、年金、車両登録等	全住民	413 万人	内務省国家登録局	国家登録法	1995 年
イ タ リ ア	統一コード (文字及び数字の組合せ)	税務、諸許認可等	約 5,000 万人 (1997 年現在)	5,795 万人	経済財政省	納税者登録及び納税義務者の納税番号に関する大統領令	1977 年
オーストラリア	統一コード (9 桁)	税務、所得保障等	約 1,250 万人 (1996 年現在)	1,949 万人	国税庁	1988 年度税制改正法	1989 年

配当所得及び株式等譲渡所得に関する個人住民税の課税方式の抜本的見直し

- 1 上場株式等の配当及び源泉徴収口座内の株式等譲渡所得について、特別徴収(「源泉徴収」)制度を導入する。

<基本的スキーム図>



税率は5% (平成16年1月～平成20年3月までの配当及び平成16年1月～平成19年12月までの源泉徴収口座内株式譲渡所得については3%の軽減税率を適用)。

- 2 施行時期は平成16年1月

(注) 申告があった場合は、税額精算・還付(所得税と同様)

配当割及び株式等譲渡所得割の概要

	配 当 割	株式等譲渡所得割
①課税主体	都道府県	
②納税義務者	都道府県内に住所を有する個人で一定の上場株式等の配当等（特定配当等）の支払を受けるもの	都道府県内に住所を有する個人で所得税において源泉徴収を選択した特定口座（源泉徴収口座）における上場株式等の譲渡の対価等の支払を受けるもの
③課税標準	特定配当等の額	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の金額（特定株式等譲渡所得金額）
④税率	5 %（所得税15%） （平成16年1月1日～平成20年3月31日の間は3 %（所得税7 %））	5 %（所得税15%） （平成16年1月1日～平成19年12月31日の間は3 %（所得税7 %））
⑤徴収方法等	都道府県内に住所を有する者に特定配当等の支払をする株式会社等がその支払の際に徴収し、特定配当等の支払を受ける者の支払時の住所地の都道府県に、徴収の翌月の10日までに納入	都道府県内に住所を有する者の源泉徴収口座が開設されている証券会社が源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払の際に徴収し、その支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県に、原則として徴収の翌年の1月10日までに納入
⑥所得割との調整	納税義務者が特定配当等、特定株式等譲渡所得金額について申告した場合には所得割で課税し、所得割額から配当割額及び株式等譲渡所得割額を控除	
⑦交付金	配当割収入額及び株式等譲渡所得割収入額から徴税费相当額（5 %）を控除した後の金額の一定割合（100分の68。ただし、今後5年間は3分の2）を市町村へ交付 各市町村へは、当該市町村に係る個人道府県民税収入決算額の県計に対する割合（前年度以前3年度分の平均値）に応じて配分	
⑧施行時期	平成16年1月	

利子・配当・譲渡所得の課税の概要(住民税)

		地方税法
利子所得	預貯金及び公社債の利子等	一律分離課税(利子割)
配当所得	公募株式投資信託の収益の分配等	特別徴収・申告不要(配当割) ※総合課税(所得割、配当控除適用有)の選択可
	利益の配当	
	上場株式等の配当(大口以外)等(注)	
	上記以外	総合課税(所得割、配当控除適用有)
譲渡所得	株式等	特別徴収・申告不要(株式等譲渡所得割) (源泉徴収口座に限る) ※申告分離課税(所得割)の選択可
	上記以外	申告分離課税(所得割)
	土地等	申告分離課税(所得割)
	その他の資産	総合課税(所得割)

(注)「上場株式等の配当(大口以外)」とは、その株式の保有割合が発行済株式総数の5%未満である者が支払を受ける配当をいう。